

3 高学安第 3 6 号
令和 3 年 4 月 6 日

県立学校に入学・進学された児童生徒の保護者 様

高知県教育長

令和 3 年度「高知県自転車ヘルメット着用推進事業」における
自転車ヘルメット購入に係る助成について（依頼）

平素は、交通安全教育にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、18 歳以下の児童生徒の保護者の努力義務として、児童生徒に自転車交通安全教育を行うこと、児童生徒の自転車に反射器材を備えること、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことなどが規定されています。

これを受け、県教育委員会では、令和 3 年度も引き続き、「高知県自転車ヘルメット着用推進事業」において、県立学校に自転車通学（部活動等での利用など学校長が自転車の利用を認めた場合を含む）をする小学生・中学生・高校生を対象に、ヘルメット購入に係る費用への助成（1 人あたり 2, 0 0 0 円を限度）を行います。

つきましては、条例の趣旨をご理解いただき、子どもたちが痛ましい交通事故の被害に遭うことのないよう、この機会に本助成制度を活用してヘルメットを購入していただき、子どもたちが通学時等に着用するよう、ご指導をよろしく願います。

なお、助成に係る手続き等については、別添「令和 3 年度「高知県自転車ヘルメット着用推進事業」の助成について【児童生徒（保護者）用】」を参照していただき、詳細については各学校にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【担当】

高知県教育委員会事務局

学校安全対策課 学校安全担当 清久、畑山

TEL:088-821-4533 FAX:088-821-4546

E-mail:312301@ken.pref.kochi.lg.jp